

# 佐世保工業高等専門学校会計機関の使用する公印に関する規則

(平成19年12月20日制定)

(趣旨)

第1条 佐世保工業高等専門学校会計機関において使用する公印の種類、その他必要な事項については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計機関の使用する公印に関する規則(以下「公印規則」という。)によるもののほか、この規則によるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、「公印」とは、次の各号に掲げる会計機関の使用する公印で、公印規則第2条第2項の目的を有するものをいう。

- 一 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1項第1号に規定する契約担当役
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1項第2号に規定する出納命令役
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第8条第1項第3号に規定する出納役
- 四 独立行政法人国立高等専門学校機構物品管理規則第6条第1項に規定する物品管理役
- 五 独立行政法人国立高等専門学校機構不動産管理規則第9条第1項に規定する不動産管理役

(管守責任者)

第3条 前条に規定する公印の管守責任者は別表のとおりとする。

(公印の保管)

第4条 公印の管守責任者は、公印の保管に当たり、独立行政法人国立高等専門学校機構金庫管守規則第2条に規定する金庫に保管しなければならない。

附 則

この規則は、平成19年12月20日から施行する。